

# 兵庫県ハンドボール協会規約

## 第1章 総則

- 第1条（名称） 本会は兵庫県ハンドボール協会という。
- 第2条（事務局） 本会はその事務局を常任理事会において決定する。
- 第3条（目的） 本会は兵庫県におけるハンドボール界の中枢機関となり、ハンドボール競技の普及発展及び県民体育の向上とスポーツ精神の涵養を図ることを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 全県的な競技会の開催。
  - 2 その他の競技会の開催<国際試合・日本リーグ・全国大会規模等>
  - 3 ハンドボール競技に関する指導・研究会および講習会。
  - 4 各種県外大会および機関に対するチーム・選手・および役員の推薦・派遣。
  - 5 その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 第5条（組織） 本会は次の会員で構成する。
- 1 会員 本会の趣旨に賛同し、毎年所定の登録料を納め登録されたものをいう。  
イ 社会人の部 ロ 大学の部 ハ 高専の部 ニ 高校の部 ホ 中学校の部 ヘ 小学校の部
  - 2 名誉会員 本会に関して特に功労のあった者及び学識経験者で、理事会の承認を経て、会長が推薦したものをいう。

## 第2章 機関

第6条（機関） 本会には次の機関を置く。 1 総会 2 理事会 3 常任理事会 4 専門委員会

### 第7条（総会）

- 1 総会は会員<チーム代表>・名誉会員および協会役員をもって構成する。但し、議決権は会員<チーム代表>のみとする。
- 2 総会は会長が召集し、理事長が議長を選出し、議事運営を行う。
- 3 総会は議決権のある会員数の3分の1の出席<含代理出席>により成立し、議長は出席者の過半数の賛同を経て決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。  
\* 定時総会 毎年3～6月 \* 臨時総会 必要ある時、会長が随時召集する。

第8条（総会の権限） 規約の改正及び会務の承認。

### 第9条（理事会）

- 1 理事会は理事で構成し、会務を審議決定する。
- 2 理事会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛同を経て決定する。但し、可否同数の場合は議長が決定する。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。但し、内容により理事長が議長を指名できる。

### 第10条（常任理事会）

- 1 常任理事会は、理事長・副理事長・および常任理事<事務局長・次長・各種専門部長・副部長・小学校代表・中学校代表・大学代表・社会人代表>で構成し、議長が常時本会の運営に当たる。
- 2 本会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛同を経て決定する。但し、可否同数の場合は議長が決定する。

### 第11条（常任理事会の権限）

- 1 常任理事会は、理事会に提出する案件の作成に当たる。
- 2 常任理事会は、本会運営の事項に関して処理することができる。但し、処理後初めての理事会において承認を得なければならない。

## 第12条（各部）

各部は担当常任理事及び専門委員（理事）で構成し、専門事項に関し、次の部門に分かれて執行する。

- 1 競技部 県内大会・各種大会の運営・記録・TO 育成・申請・審査・派遣・講習会。
- 2 普及部 ハンドボール競技の普及・指導者養成・研究集会。
- 3 強化部 競技力向上事業・選手の強化・公認指導者養成事業。
- 4 審判部 公認審判員育成・申請・審査・派遣・講習会。
- 5 各種大会は別に準備委員会を設ける。

## 第13条（役員） 本会は次の役員を置く。

- 1 名誉会長 1名
- 2 会長 1名
- 3 副会長 3名以内
- 4 顧問 若干名
- 5 参与 若干名
- 6 理事長 1名
- 7 副理事長 3名（うち2名は社会人代表・高体連代表）
- 8 常任理事 13名以内
- 9 理事 30名以内
- 10 監査 2名
- 11 学識経験者 若干名
- 12 事務局長・次長

## 第14条（役員を選出方法）

- 1 会長・副会長 理事長・副理事長が選出し、理事会で承認する。
- 2 顧問 理事長・副理事長が選出し、理事会で承認し、会長が委嘱する。
- 3 参与 各市協会会長を選出し、理事会で承認し、会長が委嘱する。
- 4 理事長・副理事長 改選前年度の理事会の互選により選出し、新年度の理事会で承認し、会長が委嘱する。
- 5 常任理事 理事の中から、理事長・副理事長が選出し、理事会で承認し、会長が委嘱する。
- 6 事務局長・次長 理事の中から、理事長・副理事長が選出し、理事会で承認し、会長が委嘱する。
- 7 理事 各団体の推薦を受け、理事長・副理事長が承認し、会長が委嘱する。
- 8 監査 理事長・副理事長が選出し、理事会で承認し、会長が委嘱する。

## 第15条（役員の任務）

### 1 会長・副会長

会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、理事会・総会を召集する。また、常任理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。また、常任理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

### 2 顧問 常任理事会・理事会等の案内要請があれば出席して意見を述べる事が出来る。

### 3 参与 常任理事会・理事会等の案内要請があれば出席して意見を述べる事が出来る。

### 4 理事長・副理事長

理事長は本会の執行事業を統括し、常任理事会・理事会等の会務の処理を総括する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故ある時はその職務を代行する。また、各部門に分かれ会務を統括し、指導を行う。

### 5 常任理事 会務を常時分掌処理する。

### 6 事務局長・次長 総務・会計・広報等を総括するとともに本会の執行事業のすべての職務に関わる。

### 7 理事 理事会を構成するとともに会長の指示を受けて会務の処理に当たる。

### 8 監査 毎年度本会の決算を監査し、その結果及び意見を総会に報告する。

## 第16条（理事）

### 1 理事は次の各団体で推薦し、会長が委嘱する。

- ③イ 社会人（7） ロ 大学（2） ハ 高専（1） ニ 高校（7） ホ 中学（5）  
ヘ 小学校（2） ト 会長推薦（若干名） チ 7市協会選出理事（各1）

第17条（専門委員会） 専門委員は常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。各部長は常任理事が担当する。

第18条（任期）

第13条の役員の任期は全て2年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は、速やかにこれを補充する。この場合、後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。

### 第3章 会計

第19条 本部の経費は加盟チームの負担金、補助金等をもってあて、会計年度は毎年4月1日始まり、翌年の3月31日に終わる。

第20条 加盟チームは兵庫県ハンドボール協会登録費を毎年6月末日までに納めることとする。

### 第4章 旅費

第21条（経費） 本会の経費は次のものをもって充てる。

- 1 本会登録費
- 2 大会参加料
- 3 補助金
- 4 寄付金
- 5 その他

第22条（特別会計）

本会が主管する事業については、常任理事会の承認を経て特別委員会を設置し、特別事業として実施する。特別事業の予算については特別会計とし、常任理事会で決定し執行する。

第23条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第24条（加盟） 本会は日本ハンドボール協会・近畿ハンドボール協会・兵庫県スポーツ協会に加盟する。

### 第5章 表彰規定

第25条（表彰の種類）

- 1 功労賞 本協会の普及に対し、永年功労のあった者に授与する。
- 2 協会賞 当該年度の全国大会において3位以内の成績を上げた団体に授与する。

第26条（受賞の方法） 表彰団体・被表彰者に対して、その功績を讃えて、会長が表彰状と記念品を授与する。

### 第6章 旅費規定

第27条（適用範囲） 1 県代表として県外出張を認めた時。 2 常任理事会で必要と認めた時。

第28条（経費の計算）

- 1 旅費の計算は通常の経路及び方法のうち、最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の旅行計算とする。
- 2 宿泊費の実費とする。
- 3 旅費の計算上の旅行日数は、旅行の目的とする業務のために実際に必要とした日数による。

第29条（雑則）

- 1 本協会以外のものから同一目的で旅費が支給される場合は、本協会からの旅費は支給しない。
- 2 協会の財政上、支給が難しい場合は、常任理事会の承認を得なければならない。

第30条（協定事項）

- 1 宿泊費が、主催者の宿泊が本協会よりも低いときは、主催者側に準じて支給する。
- 2 旅行計算上の基礎は、出張者の自宅を起点とする。
- 3 県代表に選ばれても経費の出ない者に対し、登録の枠内において協会が支給する。但し、本大会に準ずる。

### 第7章 付則

第31条 その他諸々の事項に対しては、常任理事会で審議する。

第32条 会議・各部長会・委員会に代表者が出席できない場合には、代理人を出席させることとするが議決権はない。

### 第33条（規約および規定）

本会規約および運営に必要な事項については本会規約に基づき常任理事会の議を経て定めることが出来る。但し、規約細則等を定めたのち、必ず理事会で報告しなければならない。

附 記 （昭和53年4月17日改正） （昭和56年4月14日改正） （昭和62年3月8日改正）  
（平成5年4月11日改正） （平成15年4月6日改正） （平成9年4月1日改正）  
（平成21年4月1日改正） （平成25年4月1日改正） （平成31年4月1日改正）  
この規約・規定は令和6年4月1日から改正施行する。